



今回は、質権についてです。

## 質権って何？

例えば、

質屋さんに、お気に入りの時計を持って行って、お金を借りた。



結局借りたお金を返せなかったら、  
質屋さんの店頭で販売されていた！

これは「質権」という担保に取られていた時計が、いわゆる「質流れ」によって質屋さんの**所有物**にされてしまったということです。

質権は、当事者間で**質権設定の契約**を結び、**目的物を引き渡す**ことで成立します。

### ★ 質権の効力

#### 1. 留置的効力

質権の設定により受け取ったものは、お金の返却があるまで返す必要はありません。

#### 2. 優先弁済的効力

質権者は、目的物から優先的に借金の返済を受けることができます(注)。

注)民法上の留置権ではいわゆる「質流れ」で目的物そのまま自分のものにはできません。

目的物を**競売**にかけて代金からもらわないといけません。

一方で、商行為により発生した債権を担保するための質権ではいわゆる「質流れ」も認められていません。

ちなみに**質屋さん**が「質流れ」が認められているのは、別の法律で規程があるからです。  
担保権でばっちり債権保全をしましょう！

## 編集後記

すっかり涼しくなりましたね。夜遅く食事をするせいか、いま人生最高体重を更新中です。

食べることが大好きな私に食事制限は正直きついで、ダイエットも兼ねて行きかえりの通勤の際に駅まで走っていくことにしました。間違ってもズボンのお尻が破けるといった事態は避けたいと思います。

司法書士きたづめの企業法務ブログ

<http://ameblo.jp/fp-kigyouhoumu/>

中小企業・ベンチャー企業経

営者の方々の**強い味方**で

ありたいと思っています。



司法書士法人F&Partners 司法書士 北詰 健太郎

発行元

TEL:06-6944-5335

FAX :06-6944-5336

大阪府中央区本町一丁目1番1号 OCTビル3階

ご注意：このニュースレターの情報はその内容の正確性・妥当性の確保に務めていますが、それを保証するものではありません。このニュースレターの情報をご利用になられたことによって生じたいかなる損害につきましても、弊事務所は一切の責任を負いませんのでご注意ください。法律相談は司法書士法第3条に定める範囲に限ります。